

令和8年度  
ホーバーターミナルおおいた  
賑わい創出事業費補助金  
公募要領

【公募期間】

(ターミナル活用型) 随時  
(地域一体型) 随時  
(商品開発型) 随時

【公募に関する相談対応】

(ターミナル活用型) 随時  
(地域一体型) 随時  
(商品開発型) 随時

※10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜（祝日を除く）

※連絡先等は 18 ページをご覧ください。

※17時以降は公募の相談に応じられませんのでご注意ください。

※補助事業実施まで期間が短い場合は対応できかねる場合がありますので、時間に余裕をもつて相談・申請いただくようお願いします。申請書の記載漏れなどの不備がある場合には審査しない場合があります。

令和8年5月  
大分県企画振興部交通政策局  
交通政策企画課 海上交通班

# 目 次

1. 事業の目的	4
2. 申請対象者	6
3. 申請対象事業	6
(1) ターミナル活用型	6
(2) 地域一体型	6
(3) 商品開発型	6
4. 補助事業期間と補助金額等	7
(1) ターミナル活用型	7
(2) 地域一体型	7
(3) 商品開発型	8
5. 補助対象経費	8
(1) 対象経費の詳細	9
(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項	10
6. 申請手続き等の概要	12
(1) 公募期間	12
(2) 認定予定件数	12
(3) 申請先（問い合わせ先）等	12
(4) 申請書類	12
(5) その他申請に関すること	12
①審査方法・基準	12
②審査結果の通知	13
③認定案件の公表	13
④事業実施状況の報告（中間評価）	13
(6) コンソーシアムメンバーの不正行為について	13
7. 本事業に認定され補助金交付の決定を受けた者の義務	14
8. 財産権の帰属等	15
9. その他	15
(1) 事業成果の公開	15
(2) 確定検査	15
(3) 中間評価、最終評価に関すること	15
(4) 経理処理	16
(5) 個人情報の取扱い	16
(6) 申請書類の情報共有等	16
【別表】 審査基準	17

### 【本事業における注意事項】

- ① 本事業における認定とは、補助金交付の候補者（以下、「補助金交付候補者」という。）となったことを指すものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。
- ② 補助金に関係する全ての申請書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ③ 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、大分県として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点を確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもと必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ④ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、大分県から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑤ 「補助金交付決定通知書」の受領後でないと補助対象となる経費支出等はできません。補助金交付候補者となった後、補助金交付申請の必要書類を添え、県から、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が送付されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となります。また、支出行為は、銀行振込方式が大原則です（小切手・手形による支払いは不可）。補助金執行の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引を除き、1取引10万円超（税抜き）の支払は、現金支払いは不可です。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く）に当たっては、国、大分県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。大分県にて指名停止措置が講じられている事業者は公表されていないため、必ず発注事業者等に指名停止措置が講じられていないことの確認をお願いします。
- ⑦ 補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について大分県の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

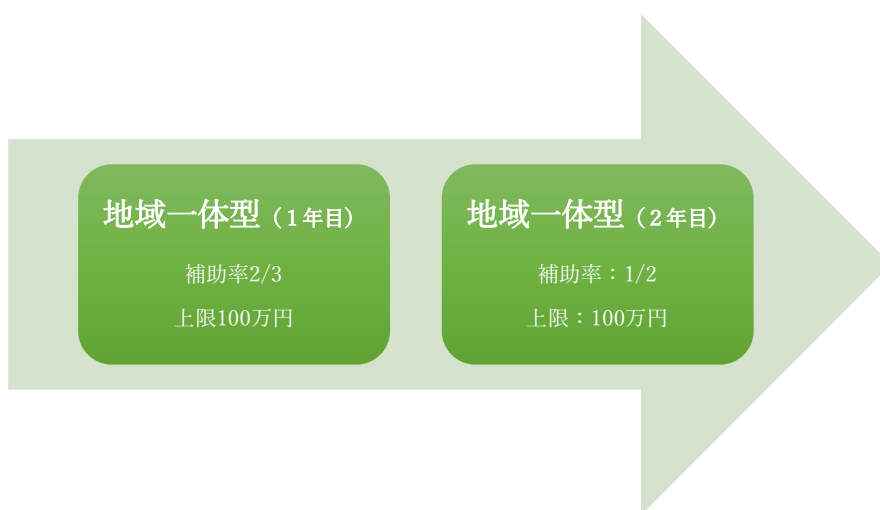
## 1. 事業の目的

○本事業は、ホーバーターミナルおおいた（以下「ターミナル」という。）の賑わい創出を図るため、ターミナルとその周辺地域の魅力を高めることを目的としています。

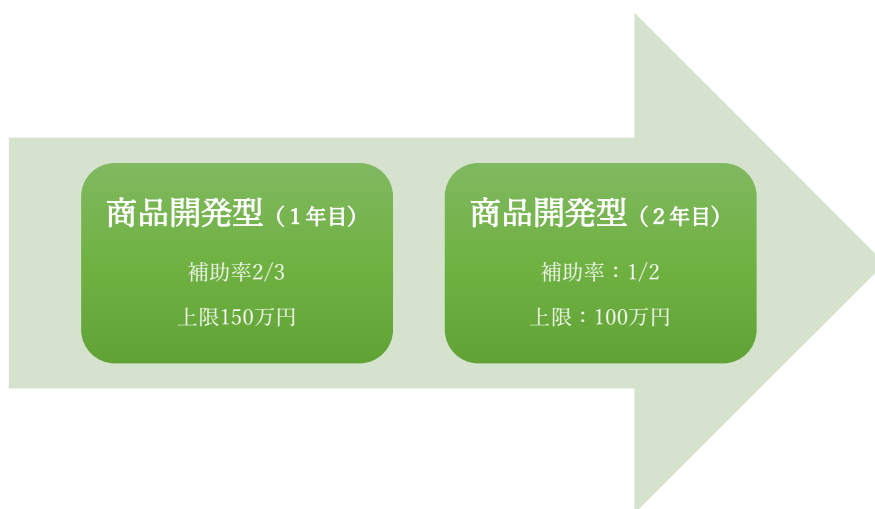
○具体的には、以下の3種類の取組に対して支援します。

- (1) ターミナル活用型（支援期間：1年度）
- (2) 地域一体型（支援期間：2年度）
- (3) 商品開発型（支援期間：2年度）

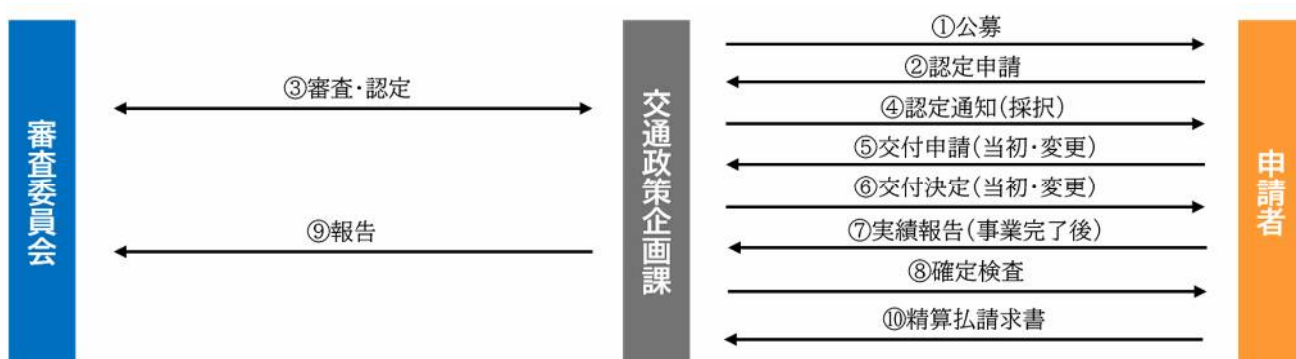
(2) 地域一体型の事業の支援の仕組み



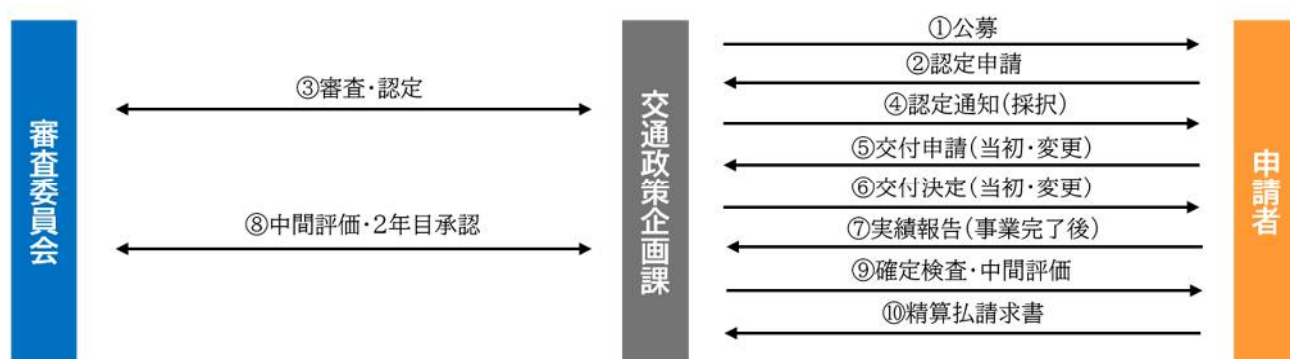
(3) 商品開発型の事業の支援の仕組み



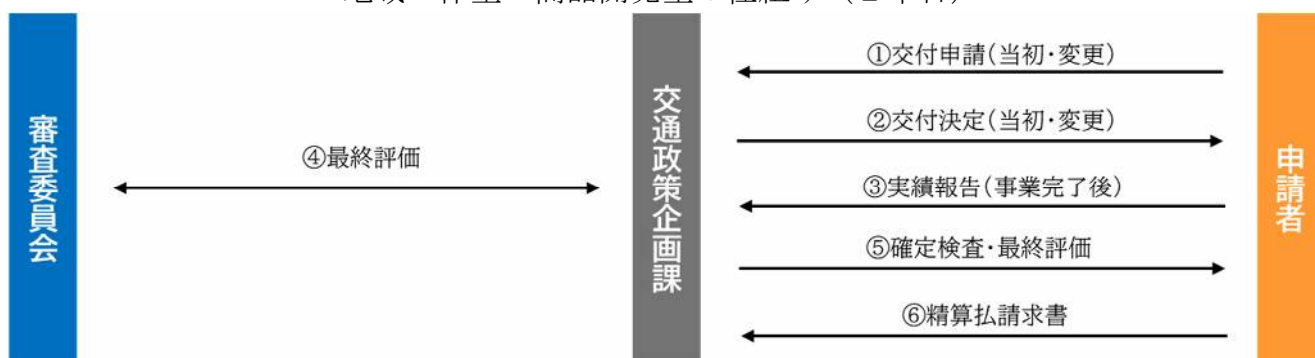
### ターミナル活用型の仕組み



### 地域一体型・商品開発型の仕組み（1年目）



### 地域一体型・商品開発型の仕組み（2年目）



## 2. 申請対象者

- 本事業は、賑わい創出に取り組もうとする個人、各種団体、法人（コンソーシアムを組成し申請することも可能とするが、代表申請者を定めること）で、知事が適当と認める方が申請対象者となります。
- なお、商品開発型において旅行商品を開発する場合は、旅行業法第3条により旅行業の登録を受けている者に限ります。
- ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としません。
  - (1) 市町村
  - (2) 市町村が事務局等の人員の過半数を負担し、かつ、運営費の過半を負担している各種団体および法人
  - (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
  - (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体

## 3. 申請対象事業

○本事業の申請対象事業は、以下のとおりです。

- (1) ターミナル活用型  
以下をすべて満たす取組が申請対象です。
  - ① ターミナル施設や景観を活かした試行的または先進的な取組
  - ② ホーバークラフトの運航の支障とならない取組
- (2) 地域一体型  
以下をすべて満たす取組が申請対象です。
  - ① ターミナル施設を含む地域における地域資源等を活かした試行的または先進的な取組
  - ② 周辺地域への回遊・消費・交流を促進する取組
  - ③ 収益性があり持続可能である取組
  - ④ ホーバークラフトの運航の支障とならない取組
- (3) 商品開発型  
以下のいずれかに該当する取組が申請対象です。
  - ① ホーバークラフト関連のお土産品やグッズ等の開発
  - ② ホーバークラフト乗船プランを含む旅行商品開発

○以下に該当した場合、不認定、認定決定の取消又は交付決定の取消の措置を行うことがあります。

- ①本公募要領にそぐわない事業
- ②購入した設備等を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間貸させるような事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める事業
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者による事業
- ⑥応募申請時に虚偽の内容を提出した事業者による事業
- ⑦その他申請要件を満たさない事業

#### 4. 補助事業期間と補助金額等

○認定された場合であっても、予算の都合等により申請書に記載された補助金額がそのまま認められず、補助金額が減額される場合があります。

○地域一体型及び商品開発型の2年度目の補助金額については、15ページ記載の中間評価の結果、継続が許可された場合に限り、原則として下記の上限額の範囲であって、かつ認定時において認められた年度の金額の範囲で交付申請を行うことができます。

##### （1）ターミナル活用型

申請者がターミナルの賑わい創出を図るため、ターミナルを活用した試行的、先進的な取組を支援する枠。

補助事業期間	1年度
補助金額 (上限額)	50万円
補助率	1/2
必須要件	従来の振替でない新規の取組であること

##### （2）地域一体型

申請者がターミナルの賑わい創出を図るため、ターミナルと周辺地域が一体となった試行的、先進的で継続性が期待できる取組を支援する枠。

補助事業期間	2年度
補助金額 (上限額)	100万円
補助率	1年目 2/3                      2年目 1/2

必須要件	事業認定時に3年目以降の継続的取組計画を示すこと
------	--------------------------

### (3) 商品開発型

申請者がターミナルの販わい創出を図るため、ホーバークラフトやターミナルに関連するお土産品や旅行商品等の開発を支援する枠。

補助事業期間	2年度
補助金額 (上限額)	1年目 150万円      2年目 100万円
補助率	1年目 2/3                  2年目 1/2
必須要件	2年目には試行的販売等を実施し、3年目に商品ラインへ乗せることを努力義務とする

## 5. 補助対象経費

○補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるものになります。なお、本事業に関わらない費用等、営利活動に関する経費は補助対象外となります。詳細は(1)対象経費の詳細のとおりです。

※補助対象経費の計上に当たって不明な点については、お問い合わせください。

(1) 対象経費の詳細

科目	①ターミナル活用型	②地域一体型	③商品開発型
人件費	・事業実施において必要となる臨時的アルバイトの費用等	・事業実施において必要となる臨時的アルバイトの費用等	・商品開発のために必要となる臨時的アルバイトの費用等
報償費	・事業実施において支払われる専門家や講師等に対する謝金等	・事業実施において支払われる専門家や講師等に対する謝金等	・商品開発において支払われる専門家に対する謝金等
旅費	・事業実施において支払われる専門家や講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な調査研究等に必要な交通費等	・事業実施において支払われる専門家や講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な調査研究等に必要な交通費等	・商品開発において支払われる専門家に対する旅費や調査研究等に必要な交通費等
需用費	・事務用品、資料代、光熱水費、材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の製作経費、景品・販売促進費等 (注1)単体で取得価格が10万円未満のもの (注2)景品・販売促進費は、補助対象事業費の計の30%を上限とする。	・事務用品、資料代、光熱水費、材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の製作経費、景品・販売促進費等 (注1)単体で取得価格が10万円未満のもの (注2)景品・販売促進費は、補助対象事業費の計の30%を上限とする。	・事務用品、資料代、光熱水費、材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費
役務費	・事業執行上必要な通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料等	・事業執行上必要な通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料等	・事業執行上必要な通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料等
委託料	・設計委託、調査委託、行事運営委託等	・設計委託、調査委託、行事運営委託等	・設計委託、調査委託等
使用料及び賃借料	・事業執行上必要な事務所等の賃料、機器・物品等の借上料、会場使用料 (注)ターミナル使用料は除く。	・事業執行上必要な事務所等の賃料、機器・物品等の借上料、会場使用料 (注)ターミナル使用料は除く。	・商品開発に必要な事務所等（専ら本事業の商品開発に使用するものに限る）の賃料、商品開発に不可欠な機器・物品のリースに要する経費等
備品購入費	・事業実施に必要な不可欠と認められ、かつ、取得価格が10万円以上のもの (注)備品は25万円未満のものに限る。	・事業実施に必要な不可欠と認められ、かつ、取得価格が10万円以上のもの (注)備品は25万円未満のものに限る。	・商品開発に必要な不可欠と認められ、かつ、取得価格が10万円以上のもの (注)備品は補助対象経費の50%を上限とする。
その他経費	・その他知事が必要と認める経費 (注)理由書(様式任意)の提出を必要とする。	・その他知事が必要と認める経費 (注)理由書(様式任意)の提出を必要とする。	・その他知事が必要と認める経費 (注)理由書(様式任意)の提出を必要とする。

(注)事業実施主体の運営経費は対象外とする。

## (2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

①補助金交付決定日より前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは補助対象経費になりません。

②次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。

- 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ホーバーターミナルおおいたに関する施設使用に伴う使用料
- 商品券等の金券
- 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 収入印紙
- 振込等手数料（代引手数料含む。ただし、振込手数料を両者の合意の上（覚書や請求書等の記載により明文化されていることが必要）で取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。）
- 公租公課（ただし、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）については、以下⑤を参照のこと。）
- 還付制度のある海外付加価値税
- 各種保険料（展示会等出展、本事業で購入した機械装置備品に係るものを除く。）
- 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
- 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- 大分県等による検査、評価等への対応に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、パソコン、プリンタ、自動車等（修理費・車検費用含む）など）の購入費（事業に真に必要なものであり、相応の理由があるものについては補助対象とすることが可能）
- 原則として中古品の購入費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

③自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。

④本事業における発注先（委託先）の選定にあたっては、単価 50 万円（税抜き）又は事業者が定めた内規等に抛り相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず 2 者以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、2 者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

⑤補助金額に消費税等額が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ・消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ・免税事業者である補助事業者
- ・簡易課税事業者である補助事業者
- ・国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ・国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ・課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

⑥補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

## 6. 申請手続き等の概要

### (1) 公募期間

- (ターミナル活用型) 期間：随時  
(地域一体型) 期間：随時  
(商品開発型) 期間：随時

### (2) 認定予定件数

- ターミナル活用型 4件  
○地域一体型 2件  
○商品開発型 2件

○認定予定件数は公募開始時点での想定となっておりますので、予告無く変更されることがあります。

### (3) 申請先（問い合わせ先）等

- 本事業の申請を行う場合には、申請事業者は概ね以下の手順で手続きを進めていただく必要があります。  
①本事業の申請書類の作成  
②電子メール等による本事業の申請（提出先は18ページに記載のとおり）

※17時以降は応募の事前相談に応じられませんのでご注意ください。

※補助事業実施まで期間が短い場合は対応できかねる場合がありますので、時間に余裕をもって相談・申請いただくようお願いします。

### (4) 申請書類

- 申請は、代表申請者が行ってください。
- 申請書類は、本公募要領による申請様式を必ずご使用ください。申請様式は「大分県庁 HP 企画振興部 交通政策局 交通政策企画課  
(URL：<https://www.pref.oita.jp//site/hovercraft/nigiwaihojokin.html>)」に掲載されています。

※申請書類が異なる場合や記載漏れ、不足等の不備がある場合は、審査されない場合がありますのでご注意ください。

### (5) その他申請に関すること

#### ①審査方法・基準

- ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業審査委員会（以下「委員会」という。）において、17ページの【別表】で定める審査基準に基づいてプレゼンテーション審査を行います。

○委員会は非公開で行われます。また、必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。

○審査は、プレゼンテーション及び質疑応答を予定しています。開催時期は公募締切日から認定発表日までの間で、詳細な日程は申請後に別途連絡します。

#### ②審査結果の通知

○認定・不認定の結果について交通政策企画課から申請者に文書による通知します。

#### ③認定案件の公表

○認定案件（補助金交付候補者）の決定後、大分県庁ホームページで発表します。認定案件の公表に際しては、事業名、補助事業の概要等を公表します。ただし、商品開発型は、事業の性質を加味し事業名のみの公表とします。

○公表時期は以下のとおり予定しています。  
認定案件の決定後、概ね1月以内

#### ④事業実施状況の報告（中間評価）

○地域一体型及び商品開発型については、1年目の事業終了後30日を経過した日、又は令和9年2月26日のいずれか早い期日までに、補助事業の実施内容について、委員会へ報告をしていただきます。本報告に応じない場合、次年度以降の交付申請（「地域一体型 1年目→2年目」、「商品開発型 1年目→2年目」）を行うことが出来ませんのでご注意ください。なお、本評価を受けた場合でも、次年度の交付決定を保証するものではありません。

○報告様式は任意となります。

○実施状況の報告後、委員会で出た意見について、フィードバックさせていただきます。次年度以降の申請については、本フィードバックを踏まえた事業計画としてください。

#### (6) 申請者の不正行為について

○本事業において、不正行為があると認められた場合、過去に不正行為を行っていることが発覚した場合は、大分県補助金等交付規則、実施要領、交付要綱等に基づき交付決定の取り消し等を含めた措置を講じます。

○上記のことから、補助事業認定申請時に「不正行為等への関与に関する誓約書」を申請者から提出いただきます。なお、コンソーシアムを組成する場合、メンバー全ての名義で提出していただきます。

## 7. 本事業に認定され補助金交付の決定を受けた者の義務

○本事業に認定され補助金交付の決定を受けた者は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 「大分県補助金等交付規則（昭和43年4月1日大分県規則第27号）」に基づき、交付決定内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければなりません。
- (2) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に承認を得なければなりません。
- (3) 本事業を完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、指定する期日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図るとともに、大分県知事が別に定める期間以前に当該財産を処分（転用（補助金の交付の目的に反する使用を含む。）、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄することをいう。以下、同じ。）する必要があるときは、事前に大分県から、その承認を受けなければなりません。
- (5) 本事業により取得した財産を処分したことによって得た収入の一部は納付しなければなりません（納付額は当該財産の取得額に係る補助金額が限度）。
- (6) 補助金の交付申請に当たっては、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。ただし、一部の補助事業者は、消費税等仕入控除税額を含めて申請することができます（詳細は11ページの⑤を参照してください）。

(注) 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者及び間接補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

## 8. 財産権の帰属等

○本事業により取得した財産及び特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は当該機関に帰属します（県に帰属することはありません）。

## 9. その他

### (1) 事業成果の公開

- 本事業の実施結果について、ホームページその他の方法で公表し、積極的な普及活動を行いますので、事業成果に関する情報提供等に協力ください。

### (2) 確定検査等

- 事業の実施後において、補助金額の適切な確定に当たり、大分県が補助事業者の確定検査を実施します。
- 原則として、本事業終了時の補助金額確定に当たり、取得した物品等や帳簿類の確認ができない場合又は補助事業の計画が履行されない場合、それに係る経費は補助対象外となります。
- 補助金の支払については、通常は本事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。

### (3) 中間評価、最終評価に関すること

#### ①中間評価（1年目）

- 地域一体型及び商品開発型については、補助事業への認定後、補助金の交付申請及び交付決定は、単年度ごとに行います。初年度の後半に委員会で実施状況等の中間評価を行います。
- 評価が極めて低かった場合には、次年度の計画を変更、縮小、中止又は当該年度の補助事業の縮小、中止若しくは交付決定の取り消し（一部取り消しを含む）を決定させていただきますのでご注意ください。

#### ②最終評価（2年目）

- 地域一体型及び商品開発型については、最終年度の後半に、事業計画書における効果や、今後の継続・発展性等に対し、委員会で最終評価を行うこととします。
- 評価が極めて低かった場合には、当該年度の補助事業の縮小、中止若しくは交付決定の取り消し（一部取り消しを含む）を決定する場合がありますのでご注意ください。

### (4) 経理処理

- 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければなりません。

## (5) 個人情報の取扱い

○申請に関連して提供された個人及び法人情報については、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合及び(5)申請書類の情報共有の場合を除きます。)

- ・審査及び審査に係る事務連絡、通知等
- ・(認定された場合) 交付申請等の事務連絡、説明会等の開催等に際し必要な連絡、本事業に関連した成果報告会及び展示会、フォローアップ調査、追跡調査、アンケート調査等の連絡

## (6) 申請書類の情報共有等

○公共事業等からの暴力団排除の推進を図るため、県警察本部に対して照会を行います。

【別表】

審査基準

2. 申請対象者及び3. 申請対象事業の内容を満たしている申請に限り、実施要領の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

(1) ターミナル活用型

ア 本事業の目的との適合性

- ・第1に掲げる本事業の目的を達成するために有効と認められた提案であること

イ 試行性・先進性

- ・新たな試みや先進的となる要素が含まれた事業であること

ウ 集客性

- ・企画内容が工夫され、不特定多数の人が参加できる集客力のある事業であること

エ 実現性

- ・実施スケジュールが実現可能な事業であること

オ 継続性・発展性 ※

- ・今後も継続的または発展的な実施が期待できる取組であること

※継続性・発展性は、認定条件ではないが推奨事項とする

カ 実施体制

- ・準備から事業終了までの実施体制が具体的であるとともに、事業実施において安全性を担保できるような適正なものであること

(2) 地域一体型

ア 本事業の目的との適合性

- ・第1に掲げる本事業の目的を達成するために有効と認められた提案であること。

イ 試行性・先進性

- ・新たな試みや先進的となる要素が含まれた事業となっていること。

ウ 集客性

- ・企画内容が工夫され、周辺地域への回遊・消費・交流の促進が期待でき、不特定多数の人が参加できる集客力のある事業であること。

エ 実現性

- ・実施スケジュールが実現可能な事業であること

オ 継続性・発展性

- ・今後も継続的または発展的な実施が期待できる取組であること

カ 実施体制

- ・準備から事業終了までの実施体制が具体的であるとともに、事業実施において安全性を担保できるような適正なものであること。

(3) 商品開発型

ア 本事業の目的との適合性

- ・第1に掲げる本事業の目的を達成するために有効と認められた提案であること

イ 市場性・収益性

- ・企画内容が工夫され、市場性・収益性が見込める商品であること

ウ 実現性

- ・商品としての実現可能性があること

エ 実施体制

- ・準備から事業終了までの実施体制が具体的であること

本事業のお問い合わせ先

大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課 海上交通班

TEL 097-506-2162

E-mail a10530@pref.oita.lg.jp